

託児施設保育規定

1. ご利用者様へのご案内

一時預かり保育に関しましては【株式会社イコニコ・カンパニー】が請負先となります。

安心・安全にご利用頂くため、下記の内容をご確認頂き、合意の上ご利用頂きますようお願い致します。

2. 利用時の情報提供について

お預かりの際、弊社所定の受付表を必ず提出し、お子様の体調の申告をお願い致します。なお、当日体調不良や熱が37.5℃以上ある場合、感染症（インフルエンザ・手足口病・ノロウイルス等）が疑われる場合はお預かりをお断わりさせていただきます。

3. 持参品について ※持参品について以下の厳守をお願い致します。

《幼児の場合》水筒（お茶・水）、着替え、おむつ、ビニール袋

《乳児の場合》ミルク、哺乳瓶、水筒（お茶、水）、着替え、スタイ（交換用）、ビニール袋

預かる荷物の中には貴重品等はいれないようお願い致します。持ち物にはお子様の名前を必ずご記入ください。

アレルギーをお持ちのお子様もいらっしゃいますので原則お菓子類の持ち込みは控えていただきますようご協力をお願い致します。

使用済みのおむつに関しては基本お持ち帰り頂きますようお願い致します。

4. 個人情報について

利用者の個人情報は託児のために必要な限り利用できるものとし、託児以外の目的には一切使用または利用いたしません。

書面や情報での共有の場合は託児終了後、直ちに秘密情報の全て責任をもって破棄するものとします。

5. 緊急時の対応について

緊急時については、以下の通り対応いたします。予めご了承をお願い致します。

お子様の突発的な病気やケガ、事故などが発生した場合は速やかに請負元・請負先の責任者へ報告し、保護者様へ伝達いたします。

明らかに症状が重い場合は、保育規定に基づき救急対応や病院搬送をする場合がございますのでご了承ください。火災や地震などによる緊急避難が必要な場合は、現地の防災指針等に則したマニュアルに従いお子様の避難誘導を行います。

6. 免責事項について

保育に関しては万全の態勢を整えておりますが、万が一事故が発生した場合、株式会社イコニコ・カンパニーが加入する損害賠償保険に基づいて支払われる保険金をもってその損害を補填するものとし、損害賠償保険規定に定める給付水準額を上限といたします。

■ お子様の傷害事故補償：入院保険金日額 1,500 円 / 通院保険日額 1,000 円 / 死亡・後遺障害 100 万円

■ 賠償責任補償身体障害支払い限度額：1 名 2 億円 1 事故 10 億円 / 財物破壊支払限度額 1 事故 1000 万円

下記、いずれかに該当するケースについては、責任を負いかねますので予めご了承ください。

- ① 天災地変そのた不可抗力により発生した場合
- ② 第三者の作為又は不作為を原因として発生した場合
- ③ 利用者の責に帰すべき事由により発生した場合
- ④ シッティングサービス対象者に持病が認められる場合で、不可抗力で悪化したと認められる場合
- ⑤ ②に該当する以外のもの、利用者の一切の持ち込みに対する、破損、欠損、紛失等
- ⑥ その他、当社の故意又は重大な過失に発生したものではない事故・損害

以上の保育規約を確認し、保育施設の利用を致します。

西暦 年 月 日

署名